

令和2年4月8日

産婦人科責任者 各位

徳島県産婦人科医会

会長 春 名 充

里帰り分娩への対応について（協力依頼）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、4月8日～5月6日の期間、7都道府県を対象に「緊急事態宣言」が発令されました。日本国内で新型コロナウイルスの感染が拡大していることから、日本産科婦人科学会、日本産婦人科医会、日本産婦人科感染症学会により策定された合同ガイドラインでも「妊婦さんご本人と医療スタッフの感染リスクを避けるため、帰省分娩と分娩付き添いは推奨しません」と明記されております。

つきましては、この度の「緊急事態宣言」の対象地域「東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡」はもとより県外からのやむを得ない里帰り分娩への対応について、下記のとおりご留意いただきますようお願いいたします。

引き続き、妊産婦の安全と安心を守ため本会会員の先生方のお力添えをお願いいたします。

記

特に「緊急事態宣言」対象都府県「東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡」からの里帰り分娩を希望される妊婦さんには、**症状の有無にかかわらず、帰省後2週間、帰省先で待機**していただくよう伝えてください。

※里帰り2週間の間で、発熱や呼吸器症状などが出現した場合には、徳島のかかりつけ医に電話で相談するよう必ず伝えてください。

(例)：33週で里帰りの場合

帰省直前に妊婦健診を受ける

33週・・・帰省先で待機

34週・・・帰省先で待機

2週間 帰省先で待機

35週～36週・・・発熱など症状がなければ

徳島の産科医療機関で妊婦健診を受ける